

議案第 11 号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 15 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律  
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(桐生市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 桐生市水道事業給水条例(平成10年桐生市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第37条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第43条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(桐生市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 桐生市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年桐生市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議 案 説 明

議案第 11 号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の中で水道法が改正されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行おうとするものです。